

別表の変更来歴

変更年月日	変更内容
2008年7月1日	<p>別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸塩)、TBBP-A(Tetra-Bromo-Bisphenol-A)、多環芳香族炭化水素、エチレングリコールメチルエステルおよびエチルエステルとそれらの誘導体、ポリ塩化ビニルおよびそのモノマー、ベリリウム及びその化合物、ハロゲン化ダイオキシン、フラン</p>
2009年1月1日	<p>(1)別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 15 物質(第 1 回)を追加。 アントラセン、4,4'-メチレンジアニリン、フタル酸ジイソブチル、塩化コバルト、五酸化ニヒ素、三酸化ニヒ素、ニクロム酸ニナトリウム・ニ水和物、ムスクキシレン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ヘキサブロモシクロドデカン、短鎖型塩化パラフィン、トリブチルスズオキシド、ヒ酸鉛、ヒ酸トリエチル、フタル酸ブチルベンジル</p> <p>(2) 別表 3.3 に顧客要求による 19 物質を追加。 アスベスト(石綿)類、臭素系難燃剤、特定のアゾ染料、塩素化炭化水素、ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド(放出)、六価クロム及びその化合物、ニッケル、オゾン層破壊物質、多環式芳香族炭化水素、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸塩)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)、ポリ塩化ナフタレン、ポリ塩化ビニル(PVC)、放射性物質、トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)、トリブチルスズオキシド(TBTO)</p>
2010年7月1日	<p>(1)別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 14 物質(第 2 回)及びアクリルアミドを追加。 アントラセン油 5 物質、コールタールピッチ、耐熱セラミック繊維 2 物質、2,4-ジニトロトルエン、フタル酸ジイソブチル、クロム酸鉛、硫酸モリブデン、クロム酸鉛、黄鉛、リン酸トリス(2-クロロエチル)、アクリルアミド</p> <p>(2) 別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 酸化ベリリウム、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、ムスク化合物、揮発性有機化合物(VOC)、ビスフェノール A、トリクロサン、界面活性剤</p> <p>(3) 別表 2.の変更。</p> <p>(4) 別表 3.1,3.2,3.3 より JEITA 分類 No.の削除。</p>
2010年9月1日	<p>(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 8 物質(第 3 回)を追加。 トリクロロエチレン、ホウ酸、四ホウ酸二ナトリウム無水和物(ホウ砂)、七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物、クロム酸ナトリウム、クロム酸カリウム、ニクロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム</p> <p>(2) 下記の 6 物質が TBT 通報にて認可対象物質となったことにより、別表 3.2(管理物質)の SVHC(高懸念物質)候補リストから別表 3.1(禁止物質)の SVHC(高懸念物質)候補リストに変更。 4,4'-メチレンビスアニリン、フタル酸ジブチル、ムスクキシレン、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、ヘキサブロモシクロドデカン、フタル酸ブチルベンジル</p>

変更年月日	変更内容
2011年1月14日	<p>(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC(高懸念物質)候補リストの 8 物質(第 4 回)を追加。            硫酸コバルト (II)、硝酸コバルト (II)、炭酸コバルト (II)、酢酸コバルト (II)            セロソルブ、メチルセロソルブ、無水クロム (VI) 酸、クロム酸・重クロム酸</p>
2013年9月2日	<p>(1)別表3. 1の「管理基準値」欄の表現に「最大許容値」を追記            (2)別表3. 2から「管理基準値」欄を削除            (3) レベル 1 (禁止) に以下の物質を追加                ①REACH/制限物質の中で、制限用途の限定がなく実質全面規制の物質                  (フマル酸ジメチル)                ②審法第一種特定化学物質の中で成形品に含有する可能性があると思われる                  物質                  (PFOS、ヘキサクロベンゼン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール)            (4) レベル 2 (管理) に以下の物質を追加                ①同業他社動向も踏まえ調査が必要と判断した物質                  (ホルムアルデヒド、ベンゼン、フッ素系温室効果ガス)                ②アゾ染料・顔料をレベル 1 からレベル 2 へ移動                ③レベル 2 (管理) の「REACH 想定物質」の中から、二置換有機スズ化合物、                  コバルトおよびその化合物、REACH の制限物質、SVHC 及び認可対象の各                  物質群を注意喚起すべき管理対象として個別に明示                ④レベル 2 (管理) の残りの「REACH 想定物質」を「JAMP 管理対象物質」                  に変更            (5)別表 3.2 の末尾にアーティクルマネジメント推進協会(JAMP)が規定する管理対            象物質について追記。また付表一覧を追記し各付表一覧が掲載されている HP            の URL を記載。</p>
2015年10月1日	<p>(1)レベル1(禁止)に以下の物質を追加            POPs 条約にて規制される下記物質                (HBCD または HBCDD)            (2)レベル2(管理)に以下の物質を追加            RoHS や他の法規制で新たに規制が始まった下記物質                (DEHP、BBP、DBP、DIBP、PAHs、PFOA、BNST)</p>